

技能職労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	黒 松 内 町				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
全体	1	*	*	*	—	—	—	—
その他	1	*	*	*	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用することとしているが、類似職種がないことから「ハイフン（—）」としている。

※対象職員数が1人のため、個人情報保護の観点から、非公表としている。

（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（—）」としている。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体											1	
その他											1	

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

医療職給料表（2）を適用

イ 昇給基準

毎年1月1日に全1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充とする。平成20年度末で1名となっているが、当該職員の退職等による人員不足となった場合は、非常勤職員、臨時職員の雇用等で対応していくこととしている。

3 具体的な取り組み内容

平成19年4月1日より行政職給料表から医療職給料表（2）への切り替えをし、給料の削減5%を実施するなど給与水準を引き下げている。